



埼玉県報

第 549 号
令和 6 年(2024 年)
9 月 13 日
金曜日

目次

告示

- 税務業務の文書管理システム（ベース機能）構築・運用保守業務委託に関する落札者等の公示（税務課）
- 災害救助用備蓄食料「缶入りパン」に関する入札公告（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 志多見土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 本庄北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 児玉都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 放置違反金収納事務委託契約の告示（交通指導課）
- 指定納付受託者の指定（交通指導課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（春日部県税事務所）
- 県道大野東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 県道さいたま栗橋線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- 令和 6 年 9 月 2 日現在における選挙人名簿登録者数の 50 分の 1 の数等（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務業務の文書管理システム（ベース機能）構築・運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額
553,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和6年5月7日

告 示

埼玉県告示第千二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害救助用備蓄食料「缶入りパン」 230,400食（段ボール箱1箱24食入り×9,600箱）

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和7年2月28日（金）

(4) 納入場所

埼玉県農林部農産物安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 竹内 電話048-830-5778（直通） 電子メールa2720-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月31日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月30日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年10月31日（木）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和6年10月31日（木）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年10月15日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年9月20日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Emergency Supply of Canned Bread for Disaster Relief

230,400 cans (9,600 boxes, 24 cans/box)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Thursday, October 31, 2024

By Registered Mail: 5:00 pm, Wednesday, October 30, 2024

In Person: 10:00 am, Thursday, October 31, 2024

(3) Contact Information:

General Affairs • Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Phone: 048-830-5778

告示

埼玉県告示第千二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

（変更後）ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和六年八月二十九日

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク白岡上野田店

埼玉県白岡市上野田字南下原千三百五十九番一外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和六年九月十八日

二 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 和光都市開発株式会社 代表取締役 廣重修

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（変更後） 和光都市開発株式会社 代表取締役 明妻政福

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十一者

（変更後） 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十三者

ハ 変更年月日

令和六年六月二十七日外

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子ビル

埼玉県春日部市大枝屋敷前三百三十一、三百三十一、三百三十一、三百三十二、三百三十三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社スーパーバリュー 代表取締役 内田貴之

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番四十号

（変更後）株式会社マルサン 代表取締役 沼田勇

埼玉県越谷市花田三丁目七番地一

ハ 変更年月日

令和六年七月十一日外

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子ビル

埼玉県春日部市大枝屋敷前三百三十一、三百三十一―一、三百三十二、三百三十三

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七十三台（駐車場計三か所）

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七十三台（駐車場計二か所）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所（駐車場計三か所） 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所（駐車場計二か所） 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ春日部店

埼玉県春日部市南中曽根八百九十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社山助 代表取締役 山地潤

神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目一番一号 外計四者

（変更後）株式会社翔洋 代表取締役 布川正光

埼玉県さいたま市見沼区東新井七百十一百二 外計四者

ハ 変更年月日

令和六年三月一日外

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川越店

埼玉県川越市大字小仙波字雑敷九百三十八番地二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売者を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

（変更後）株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和五年四月一日外

ニ 届出年月日

令和六年八月三十日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄

東京都墨田区押上一番二号

（変更後）東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊

東京都墨田区押上一番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヴィ・ド・フランス 代表取締役 村上知義

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 外 計五十五者

（変更後）株式会社魚力 代表取締役 山田雅之

東京都立川市曙町二丁目八番三号 外 計三十六者

ハ 変更年月日

令和六年二月一日外

ニ 届出年月日

令和六年九月二日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅高架下店舗

埼玉県草加市氷川町千九百七十外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四百六十台（駐輪場計四か所）

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四百六十台（駐輪場計三か所）

ハ 変更年月日

令和六年十一月一日外

ニ 届出年月日

令和六年九月二日

二 縦覧期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年九月十三日から令和七年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年九月十日認可した。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

志多見土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県加須市

告 示

埼玉県告示第千三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年九月十日認可した。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

本庄北部土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県本庄市

告 示

埼玉県告示第千四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―四〇―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千二百八十番一外七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百七十一・八八立方メートル

浸透効果量 〇・〇一一九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千四十一号

本庄市から児玉都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千四十二号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされた同法附則第九条の規定による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十六の規定により、次の表の上欄に掲げる事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

委託事務	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
放置違反金の収納の取りまとめに関する事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕	令和六年三月一日から令和七年二月二十八日まで
放置違反金の収納に関する事務	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン－イレブン・ジャパン 代表取締役社長 永松 文彦	同右
	東京都品川区大崎一丁目十一番二号 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介	同右
	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	同右
	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕	同右
	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六	同右

<p>百六十五番地の一 株式会社ポプラ 代表取締役社長 岡田 礼信</p>	<p>北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 赤尾 洋昭</p>	<p>東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 飯吉 真</p>	<p>東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃</p>	<p>東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕</p>
	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

告示

埼玉県告示第千四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
放置違反金	東京都品川区西品川一丁目一番一号 LINE Pay株式会社 代表取締役 前田 貴司	令和六年三月一日から令和七年二月二十八日まで
	東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦	同右
	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介	同右
	東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎	同右
	東京都港区港南二丁目十六番五号 楽天ペイメント株式会社 代表取締役社長 小林 重信	同右
	東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	同右
	東京都港区台場二丁目三番二号	同右

二 指定をした日

令和六年三月一日

ユーシーカード株式会社
代表取締役社長 福岡 和大

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和六年九月十三日

埼玉県春日部県税事務所長 遠藤 訓夫

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社藤田油店	代表取締役 藤田 智之	埼玉県久喜市本町一丁目1番49号	令和六年八月三十一日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七七番一地先まで	比企郡ときがわ町大字西平字堰根二三七七番一地先から同郡同町大字西平字堰根二三	区 間
一七・二六〇・四〇・六二	一七・二六〇・二七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・八五		延長 (メートル)
災害防除工事による。		備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 さいたま栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで から同市高柳字中島一一七二番一 地先 久喜市八甫字塚前二七九九番一 地先	先まで から同市高柳字中島一一七二番一 地先 久喜市八甫字塚前二七九九番一 地先	区 間
二二三・四〇〇 五三三・三八	一七・六〇〇 三三三・九四	敷地の幅員 (メートル)
四八六・七〇		延長 (メートル)
		備 考

告示

埼玉県大宮公園事務所長告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料の収納事務	吉川市 埼玉県吉川市きよみ野一丁目一番地	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日

告示

埼玉県選管告示第三十九号

令和六年九月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和六年九月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二二、九七三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八六八、五七九人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七〇七人
南第二区 川口市	一四七、五五五人
南第三区 さいたま市西区	二六、四二二人
南第四区 さいたま市北区	四二、〇七〇人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、七九二人
南第六区 さいたま市見沼区	四六、〇九五入
南第七区 さいたま市中央区	二八、八三一人
南第八区 さいたま市桜区	二六、九一八人
南第九区 さいたま市浦和区	四六、三一三人
南第十区 さいたま市南区	五三、〇九三人

南第十一区	さいたま市緑区	三六、一五三人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、五四六人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七六、九八八人
南第十四区	桶川市	二一、〇五五人
南第十五区	北本市	一八、九〇九人
南第十六区	鴻巣市	三三、二一五人
南第十七区	志木市	二〇、九九七人
南第十八区	新座市	四五、九二七人
南第十九区	蕨市	一九、八七四人
南第二十区	戸田市	三七、四五七人
南第二十一区	朝霞市	三九、七四八人
南第二十二区	和光市	二三、三〇八人
西第一区	所沢市	九七、〇〇九人
西第二区	入間市	四〇、八八九人
西第三区	飯能市	二二、三一九人
西第四区	狭山市	四二、三二七人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇一三人
西第六区	富士見市	三一、四四一人
西第七区	川越市	九七、九五四人
西第八区	日高市	一五、三八二人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、四八七人
西第十区	坂戸市	二七、七五六人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七三九人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三五、七八一人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、四二〇人
北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村	二六、九九八人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、二七七人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、五四二人
北第四区	熊谷市	五四、二〇八人
東第一区	行田市	二二、二三五人
東第二区	羽生市	一四、九一九人
東第三区	加須市	三一、三七四人
東第四区	久喜市	四二、五九三人

東第五区	蓮田市	一七、五三二人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、二五〇人
東第七区	春日部市	六五、五三一人
東第八区	越谷市	九五、一八七人
東第九区	八潮市	二五、四〇六人
東第十区	三郷市	三八、五一九人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、五四九人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、七二七人